



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*27 和歌山県農林水産総合技術センター畜産試験場養鶏研究所種ひなおよび種卵譲渡規則の一部を改正する規則 (農林水産総務課) 1

○ 人事委員会規則

*8 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 2

*9 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 2

*10 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 2

○ 公安委員会規則

*5 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 3

規 則

和歌山県規則第27号

和歌山県農林水産総合技術センター畜産試験場養鶏研究所種ひなおよび種卵譲渡規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県農林水産総合技術センター畜産試験場養鶏研究所種ひなおよび種卵譲渡規則の一部を改正する規則

和歌山県農林水産総合技術センター畜産試験場養鶏研究所種ひなおよび種卵譲渡規則（昭和35年和歌山県規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山県畜産試験場養鶏研究所種ひな及び種卵譲渡規則

第1条中「和歌山県農林水産総合技術センター畜産試験場養鶏研究所」を「和歌山県畜産試験場養鶏研究所」に、「および」を「及び」に改める。

第2条から第4条までの規定中「および」を「及び」に改める。

第6条中「および」を「及び」に、「代金納入期限」を「代金の納期限」に改める。

第7条中「代金納入期限」を「代金の納期限」に、「指定された県金庫」を「県指定金融機関、県指定代理金融機関、県収納代理金融機関又は県出納員若しくは収納員」に、「および」を「及び」に改める。

第8条第1項中「および」を「及び」に、「引き渡し」を「引渡し」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に、「場長」を「所長」に改める。

第9条中「および」を「及び」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第10条中「場長」を「所長」に改める。

別記第1号様式中「昭和」を削り、「殿」を「様」に、「改良および増殖」を「改良増殖」に、「和歌山県農林水産総合技術センター畜産試験場養鶏研究所種ひなおよび種卵譲渡規則」を「和歌山県畜産試験場養鶏研究所種ひな及び種卵譲渡規則」に、「義務および」を「義務及び」に改める。

別記第2号様式中「昭和」を削り、「殿」を「様」に改める。

別記第3号様式中「昭和」を削り、「殿」を「様」に、「陶た羽数」を「とう汰羽数」に改める。

別記第4号様式中「昭和」を削り、「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第8号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2号中「又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年和歌山県条例第54号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項」を「、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年和歌山県条例第54号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年和歌山県条例第47号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第9号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「又は教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年和歌山県条例第58号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項」を「、教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年和歌山県条例第58号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項又は教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年和歌山県条例第51号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第10号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第2号中「又は警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年和歌山県条例第60号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例

附則第4項」を「、警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年和歌山県条例第60号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項又は警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年和歌山県条例第53号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第5号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
第25条中「第102条第1項及び第2項並びに法」を「第102条第1項から第5項まで及び」に、「及び別記様式第17号の2」を「、別記様式第17号の2及び別記様式第17号の2の2」に改める。

第25条の2及び第25条の3中「第90条第6項又は法第103条第5項」を「第90条第8項又は第103条第6項」に改める。

第26条第2項中「第29条第2項」を「第29条第3項」に、「免許用写真」を「申請用写真」に改める。

第26条の3の見出し中「交付申請」を「交付及び再交付の申請」に改め、同条第1項中「交付の申請」の次に「又は施行規則第30条の13第1項に規定する運転経歴証明書の再交付の申請」を加え、「運転経歴証明書交付申請書」を「運転経歴証明書交付・再交付申請書」に、「免許用写真」を「申請用写真」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、運転免許課長に当該申請書（再交付に係るものを除く。）を提出した日に当該運転経歴証明書の交付を受ける場合は、申請用写真の添付を要しない。

第26条の3第2項中「運転経歴証明書（別記様式第17号の8）」を「施行規則第30条の11第2項に規定する運転経歴証明書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（運転経歴証明書の記載事項の変更の届出）

第26条の4 施行規則第30条の12第2項に規定する運転経歴証明書の記載事項の変更の届出をしようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を運転免許課長又は警察署長に提出しなければならない。

- (1) 変更前における住所が和歌山県内にある者が住所又は氏名の変更を届け出る場合 運転経歴証明書記載事項変更届（別記様式第17号の8）
- (2) 変更前における住所が和歌山県外にある者が住所の変更を届け出る場合又は住所の変更に併せて氏名の変更を届け出る場合 運転経歴証明書記載事項変更届（別記様式第17号の9）
- (3) 生年月日及び性別の変更を届け出る場合 運転経歴証明書記載事項変更届出書（別記様式第17号の10）

別表第2中

一般国道24号（京奈和自動車道）	橋本市隅田町真土字戸立368番3から橋本市隅田町垂井字死手谷131番7まで
一般国道24号（京奈和自動車道）	橋本市小原田字佃566番1から橋本市高野口町大野字平山口1408番1まで
一般国道24号（京奈和自動車道）	橋本市隅田町真土字垣内446番1から橋本市市脇字東山谷670番まで

を

一

一般国道24号 (京奈和自動車道) 橋本市隅田町真土字戸立368番3から伊都郡かつらぎ町大字大谷字立石224番1まで

に、

一般国道42号

一般国道42号

田辺市稲成町字新江原3286番から御坊市塩屋町北塩屋字北湊708番1地先まで

田辺市稲成町字新江原3286番から田辺市稲成町字下組2939番1まで

を

一般国道42号

田辺塩屋

市稲成町字下組2939番1から御坊市塩屋町北字北湊708番1地先まで

に改め、

一般県道和歌山海南線

和歌山市手平三目2番1まで

丁目28番1から和歌山市手平三丁

を

一般県道和歌山海南線

和歌山市手平三丁目28番1から和歌山市目2番1まで

一般県道和歌山海南線

和歌山市手平五丁目36番25号先から和賀607番地1地先まで

市手平三丁

に、

歌山市小雑

主要地方道新和歌浦梅原線

和歌山市加納町48番地先から和歌山市材木丁58番地先まで

主要地方道新和歌浦梅原線

和歌山市材木丁58番から和歌山市西布経丁二丁目6番まで

を

主要地方道新和歌浦梅原線

和歌山市西浜1019番地先から和歌山市西布経丁二丁目6番まで

に、「東牟婁郡那智勝

浦町大字浜ノ宮中須岩本25番1」を「東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮字中須岩本25番1」に改める。

別記様式第3号の2 (裏面) 中「表面記載の」を削る。

別記様式第10号の2中

大 普 大 大 普 小 原 け 大 普 大 け
自 自 自 自 付 引 二 二 二 二
型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二

を

大 中 普 大 大
自 自 自 自
型 型 通 特 二

普 小 原 け 大 中 普 大 け
自 自 自 自 付 引 二 二 二 二
二 特 付 引 二 二 二 二

に改める。

別記様式第11号中「証紙ちょう付欄」を「証紙貼付欄」に、「貼りつけて」を「貼り付けて」に改める。

別記様式第11号の2中「証紙ちょう付欄」を「証紙貼付欄」に、「貼りつけて」を「貼り付けて」に改める。

別記様式第16号中

大	普	大	大	普	小	原	け	普	大	大	け
型	通	特	二	自	二	特	付	引	二	二	二
				自					通	型	特
									二	二	二

を

大	中	普	大	大	普
型	型	通	特	二	二
				自	自

小	原	け	大	中	普	大	け
特	付	引	二	二	二	二	二

に改める。

別記様式第16号の2中

大	普
型	通

を

大	中	普
型	型	通

に、

大	普
型	通

を

大	中	普
型	型	通

に改め

る。

別記様式第17号中「第102条第1項」を「第102条第4項」に改める。

別記様式第17号の2中 「第102条第1項」を「第102条第4項」に改め、同様式の次に次の1様式を加え

る。

別記様式第17号の2の2 (第25条関係)

臨時適性検査通知書

年 月 日

住 所

殿

和歌山県公安委員会 印

あなたは、講習予備検査(認知機能検査)の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、特定の交通違反があることから、道路交通法第 条第 項による臨時適性検査(認知症の専門医の診断)を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の処分を受けることとなりますので、御注意ください。

拒 否
保 留
取 消
効力の停止

適性検査を行う理由	講習予備検査	
	特定の交通違反	
適性検査を行う期日 (診断書を提出する期日)		
適性検査を行う場所 (診断書を提出する場所)		
備	考	

備考

- 1 認知症の診断結果が記載された主治医(かかりつけ医)の診断書を提出した場合には、臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を受ける必要はありません。
- 2 この通知について、不明な点がある場合は、和歌山県警察本部交通部運転免許課にお問い合わせください。

別記様式第17号の3中「第102条第1項」を「第102条第4項」に改める。

別記様式第17号の4中 「第102条第1項」を「第102条第4項」に改める。
「第102条第2項」 「第102条第5項」

別記様式第17号の5中 「第90条第6項」を「第90条第8項」に、「拒否又は保留
「第103条第5項」 「第103条第6項」 保 留 を 取
取消し又は効力の停止」 「拒
効力の停止」 取

否又は保留
に改める。
消し又は効力の停止」

別記様式第17号の6中 「第90条第6項」を「第90条第8項」に、「拒否又は保留
「第103条第5項」 「第103条第6項」 保 留 を 取
取消し又は効力の停止」 「拒
効力の停止」 取

否又は保留
に改める。
消し又は効力の停止」

別記様式第17号の7及び別記様式第17号の8を次のように改める。

別記様式第17号の7 (第26条の3関係)

1 枚目

年	月	日
---	---	---

運転経歴証明書交付・再交付申請書

和歌山県公安委員会 殿

太い線の枠内のみハッキリ記入してください。

申請区分	<input type="checkbox"/> 交付申請 <input type="checkbox"/> 再交付申請 → どちらかにレを記入してください。							
住所								
氏名								
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日	性別	男	・	女
電話番号	自宅・携帯	—	—	番				

※御注意

- 1 運転経歴証明書の交付の申請ができる方
 - (1) 運転経歴証明書の交付申請日前5年以内に、申請による取消しで全部の免許を取り消された方で、かつ、現に受けている免許がない方
 - (2) 旧運転経歴証明書の交付を受けた方で、かつ、現に受けている免許がない方
- 2 運転経歴証明書では、自動車等を運転することはできません。
- 3 運転経歴証明書は、申請による取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について証明するものです。
- 4 交付後に住所等記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更事項の届出をしてください。(記載事項変更の手数料は、不要)
- 5 亡失、破損等の場合は、再交付の申請をすることができます。
- 6 警察署で運転経歴証明書を申請する場合、申請用の証明写真(サイズ縦3.0cm×横2.4cm) 1枚が必要です。

交付・再交付 手数料

別記様式第17号の8(第26条の4関係)

運転経歴証明書記載事項変更届

--	--	--	--

和歌山県公安委員会 殿

入力確認者	入力者	受理者

変更を届け出る項目のみ楷書で丁寧に記入してください

変更を届け出る項目を○で囲ってください。	届出日	年 月 日	
	届出者氏名		本人 代理人
	住所 ・ 氏名	現有経歴証明書の氏名	

新	フリガナ (氏)	(名)	屋間連絡先 (Tel) <自宅・携帯・その他>
	氏名		
	住所		

※ 現有経歴証明書(裏面)に記載されている内容を記入してください

旧	フリガナ	
	氏名	
	住所	

資料区分	住所	氏名	住所+氏名	呼び名	
生年月日	明治	大正	昭和	平成	年 月 日
免許証番号					性別 男 女
登録(受付)年月日 登録番号					登録番号
現有運転経歴証明書の 交付年月日・照会番号					照会番号
呼び名					
統一氏名					同時照会の有無 有 無 1 2

別記様式第17号の8の次に次の2様式を加える。

別記様式第17号の9(第26条の4関係)

運転経歴証明書記載事項変更届

--	--	--	--

和歌山県公安委員会 殿

入力確認者	入力者	受理者

変更を届け出る項目のみ楷書で丁寧に記入してください

変更を届け出る項目を○で囲ってください。	届出日	年 月 日	
	届出者氏名		本人 代理人
	住所 ・ 氏名	現有経歴証明者の氏名	

新	フリガナ (氏)	(名)	屋間連絡先(TEL) <自宅・携帯・その他> - -
	氏名		
	住所		

※ 現有経歴証明書(裏面)に記載されている内容を記入してください

資料区分	住所	住所+氏名	処理区分						同時照会									
			<input type="checkbox"/>	有	無													
生年月日		明治	大正	昭和	平成													
		1	2	3	4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	日				
経歴証明書の番号		<input type="checkbox"/>	性別															
										男	女							
登録(受付)年月日 登録番号		<input type="checkbox"/>						年	<input type="checkbox"/>	月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	日	変更 登録番号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
呼び名		<input type="checkbox"/>																
統一氏名		<input type="checkbox"/>																

現有運転経歴証明書の区分	1	2	3
--------------	---	---	---

交付 公安委員会名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------	--------------------------	--------------------------

別記様式第17号の10(第26条の4関係)

運転経歴証明書記載事項変更届
生年月日・性別

--	--	--	--

和歌山県公安委員会 殿

入力確認者	入力者	受理者

届出日	年 月 日
届出者 氏名	本人
連絡先電話 (自宅)	勤務先

※ 太枠のみ記載してください

新	フリガナ (氏)	(名)	生 年 月 日	明 大 昭 平	年 月 日	性別	
	氏名					男	女
	住所						

資料 区分	生年月日																		
生年月日	明治	大正	昭和	平成			年			月			日						
	1	2	3	4															
経歴証明書の 番号														警察署 コード					
登録(受付)年月日 登録番号								年			月			日	登録 番号				
修正生年月日	明治	大正	昭和	平成			年			月			日	新性別	男	女			
	1	2	3	4											1	2			
受付場所			統一氏名																

別記様式第19号中

大	普	大	大	普	小	原	け	大	普	大	け
型	通	特	二	自	自	特	付	引	二	二	二

を

大	中	普	大	大	普
型	型	通	特	二	自

小	原	け	大	中	普	大	け
特	付	引	二	二	二	二	二

に、

「証紙ちよう付欄」

を

「証紙貼付欄」

に改め、同様式備考4中「証紙ちよう付欄」を「証

紙貼付欄」に、「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

別記様式第19号の2中

「証紙ちよう付欄」

を

「証紙貼付欄」

に改め、同様式備考3中「証紙ちよう付欄」を「証紙貼付欄」

に、「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

別記様式第20号中

大	普
型	通

を

大	中	普
型	型	通

に、

大	普
型	通

を

大	中	普
型	型	通

に改め、

同様式備考3中「B列5番」を「A列4番」に改める。

別記様式第20号の2中「大型」を「中型」に、

大	普	大	大	普	小	原	け	大	普	大	け
型	通	特	二	自	自	特	付	引	二	二	二

を

大	中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
型	型	通	特	二	自	自	特	付	引	二	二	二	二

に改め、同様式備考3中「B列5番」を「A列4

番」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別記様式第3号の2、別記様式第10号の2から別記様式第11号の2まで、別記様式第16号から別記様式第17号の6まで、別記様式第19号、別記様式第19号の2、別記様式第20号及び別記様式第20号の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の第5条第2項第9号の規定により交付された標章で、この規則の施行の際、現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、改正後の第5条第2項第9号の規定により交付された標章とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。